

### 第34回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年2月16日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

3 出席者

**【家裁委員】**

青木大五，伊賀恵，伊川真樹，井上勝也，岩鶴篤子，加藤員祥，島田明典，辻雄介，南野利久，吉村典晃（委員長）（五十音順，敬称略）

**【説明者】**

加藤員祥委員（家庭裁判所裁判官），総務課長

**【事務担当者】**

次席家裁調査官，家裁主任書記官，家裁事務局次長，家裁総務課長，家裁総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 所長挨拶

(3) 委員挨拶，自己紹介

(4) 委員長選出

(5) 前々回（第32回）及び前回（第33回）提出された意見についての報告  
別紙1のとおり

(6) テーマ「新型コロナウイルス感染防止対策について～家事調停を中心として～」

説明概要は別紙2のとおり

(7) 意見交換

別紙3のとおり

(8) 次回意見交換のテーマ

「ウィズコロナ時代における少年への教育的措置」

(9) 次回開催日時

令和3年7月2日（金）午後1時30分

(別紙1)

【説明者（総務課長）】

前々回委員会では「少年保護事件における教育的働き掛けについて」をテーマとして開催し、その中で補導委託制度についての工夫例を御紹介いただきました。

家庭裁判所には、非行のあった少年について、最終的な処分を決める前に、民間のボランティアの方にしばらくの間預かっていただき、仕事や通学をさせながら生活指導をしていただく「補導委託」という制度がありますが、この制度が一般に知られていないので、広く周知してはどうかというご意見をいただいたことから、補導委託制度を紹介したパンフレットを津家庭裁判所本庁と支部に備え置き、周知することにしました。このほかに、少年を預かっていただくボランティアの方々を「補導委託先」といい、お店などの経営者である個人の方々のほか、施設などに登録いただいています。この「補導委託先」について、家庭裁判所委員の方からの御紹介で、新たな「補導委託先」を開拓することができました。

前回委員会は、地方裁判所委員会と合同で、「裁判所における働き方改革について」をテーマとして開催いたしました。その中で研修の工夫例や情報共有の工夫例の御紹介をいただきました。

まず、研修の工夫例ですが、「委員所属の職員に対して、動画視聴の方法で、ワークライフバランスをテーマとした研修を行い、要望に応じてDVDの貸出しも行ったところ、職員に非常に好評であり、会場設営の負担も軽減された。」旨を御紹介いただきました。この点につきましては、裁判所においても、従前から、動画視聴による研修は取り入れておりましたが、日時を定めた上映会方式で行っており、裁判の期日の都合等によっては受講することができない職員が生じていました。今年度を実施したハラスメント防止に関する研修においては、研修用DVDを用い、上映会の実施に加え、希望する職員への研修DVDの貸出を行い、職員各自の事務の都合等に配慮したことによって、受講率の向上に繋ぐことができました。

次に、情報共有の工夫例ですが、「所属団体においては、メーリングリストを活

用し、ささいなことでもメールで相談ができる態勢が整備されており、情報共有という点からも有用である。」旨の御意見をいただきました。情報共有という観点から、当庁においては、これまでは、職員に周知すべき事項については、主管する部署から、支部を含めた各部署の庶務担当者にメール送信し、庶務担当者から所属の職員へ更にメールを転送する等して周知を行う流れが一般的でしたが、宛先を全職員とするメーリングリストを作成し、直接全職員にメールを送信するようにしたことで、容易かつ迅速に情報共有がなされるようにし、庶務担当者のメール転送の事務を軽減しました。

前回委員会実施後、裁判所においても、本日のテーマとさせていただいた新型コロナウイルス感染防止対策として、在宅勤務を取り入れており、職員の働き方にも大きな変化があったところです。引き続き新たな働き方が質の高い司法サービスの提供に繋がるよう、努力していきたいと考えております。

(別紙2)

**【説明者 加藤員祥（家庭裁判所裁判官）】**

家庭裁判所では、夫婦、親子、親族、相続等に関するいろいろな問題について、その解決を求めて申し立てられた事件を取り扱っています。このような事件を家事事件といいます。

家事事件は、審判と調停の2種類がありますが、調停は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る非公開の手続です。調停委員2名と裁判官1名が調停委員会を構成して調停事件を担当しますが、当事者からの事情聴取等は主として調停委員2名が担当し、裁判官は、調停委員2名と評議（事件の進行等についての意見交換）の形で事件に関与する場が多いです。調停委員は、一般市民の良識を反映させるため、社会生活上の豊富な知識経験や専門的な知識を持つ人の中から選ばれます。例えば、弁護士、司法書士、不動産鑑定士などの専門家のほか、地域社会に密着して幅広く活動してきた人などです。これまでの家事調停の進め方は、原則として当事者を出頭させた上で、調停委員2名が、申立人と相手方をそれぞれ交互に30分程度ずつ対面で話を聴きながら進めていき、時間をかけて働き掛けて解決を導くというやり方が行われてきました。

家事調停の利点は、①丁寧に当事者の話を聴くこと（傾聴）により当事者の心情の安定と信頼関係の形成を図り、自主的な紛争解決への動機づけと手続及び結果に対する納得性を高めることができること、②一般市民の良識や条理に適い、紛争実態に即した柔軟かつ妥当な解決を内容とする自主的な合意形成を目指すことができること、③法的観点や裁判になった際の見通しを踏まえて解決内容を検討できることなどです。

令和2年1月15日わが国で新型コロナウイルス感染症の陽性患者が見つかり、同月30日には三重県でも陽性患者が出ましたが、その数が少ないうちは、関係者のマスクの着用、換気等の感染予防施策を実施しながら、調停手続を含め、家庭裁判所の各

種手続を行っていたものの、緊急事態宣言後、令和2年4月中の家事調停事件については、期日を全て取り消しました。調停手続は、比較的狭い調停室で長時間にわたり事情聴取等を行う手続であり、いわゆる3密の状態になりやすく、手続自体に基本的な限界があるところ、対外的に自治体等から、移動自粛等の強い要請があったため、ひとまず、全期日の取消しという対応をとるほかはありませんでした。

ゴールデンウィーク後の事件については、事件を選別し、養育費及び婚姻費用といった当事者の生活に直結する事案、子の監護（奪い合い）に関する保全事件などの緊急性を要する事案については期日を維持して手続を実施し、その他の事件は、期日を全て取り消しました。

緊急事態宣言解除後、感染防止策をより徹底しつつ、令和2年4月に取り消された事件や、上記のような当事者の生活に直結する事案、緊急を要する事案を優先させて期日指定を行い、調停手続を再開させました。

例えば、当事者の待合室については、面積が狭く、数に限りがあるため、その3密状態を回避する目的で、使用する調停室を減らし、使わない調停室を当事者待合室として利用しました。具体的な感染防止策としては、それ以外にも、調停委員と当事者との間の距離を確保できるように座席の配置を工夫したこと、概ね30分ごとの換気を徹底したこと、当事者と調停委員の間に飛沫防止シートを付けたこと、調停開始前の当事者の体調確認などがありますが、今回の家裁委員会では、主として、調停の運営方法について、ご意見をいただきたいと考えています。

第一波の時点での対応としては、緊急事態であったことなどから、前述のようにある程度画一的に事件を処理することにしましたが、改めて考えてみると、全面的な期日取消しや緊急事態宣言解除後の事件の線引きが適当であったのかが反省点として挙げられます。実際にも、当事者からは、電話で、期日を取り消され、手続が実施されないことで、経済的に困窮したなどと苦情を受けたり、面会交流の事案において、コロナ禍により面会交流が困難となる中、期日取消しですます面会交流の実現が困難になったとの苦情を受けたりしました。

具体的な反省点としては、当事者が裁判所へ出頭しなくても手続を進められる電話による調停をもっと活用すれば、全面的に期日を取り消す必要はなかったのではないか、又は、期日の再指定等に1か月程度要することになり、優先順位をつけて順次期日を指定した結果、遺産分割等の処理に遅れが生じたが、期日指定の在り方を工夫すれば、より迅速な対応ができ、当事者の不利益をより軽減することができたのではないか、さらには、使用する調停室を減らしたことにより、1日に指定できる調停件数が減少し、その結果、事件が滞留し、事件が全体として遅延することになったが、やり方を工夫することにより1日の指定件数を増やせば、事件の遅延を少なくすることができたのではないか等といった点が挙げられます。

新型コロナウイルスの感染が広がっている状況下でも、調停を適切に運営するためには、感染防止策をこれまで以上に徹底する必要があります。

まず、対面での調停手続を行うに当たっては、聴取時間の短縮を図り、効率的な調停運営をしたいと考えています。

そこで、口頭による事情聴取の効率化を図るため、書面を積極的に活用することとし、質問事項が記載されたチェック式の書面を当事者に送付し、事前に提出してもらうこととしました。

例えば、事前配布の婚姻費用・養育費、面会交流の陳述書、財産目録は、当事者本人にもできるだけ容易に記載できるよう、チェック式を多く取り入れています。このような書面の活用に関しては、当事者の負担等の視点から、後ほど、御意見を伺いたいと考えています。

また、聴取すべきポイント、メリハリのある事情聴取ができるように、個々の事件の評議や研修会などを通じて、調停委員の意識改革に取り組んでいます。

また、期日指定ができる件数を増やし、調停事件の遅れが生じないようにするため、従前、午前1枠、午後1枠の期日指定（午前9時30分及び午後1時30分に期日を指定し、おおむね午前、午後いっぱい調停を行う。）の運用をしていたところ、午後を2枠（午前1時30分と午後3時に期日を指定する。）に増やす試みも

始めています。この場合、今までよりも短時間で調停手続を終了する必要があります。そこで、さしあたり、調停成立予定の事件、双方に弁護士が付いている事件、書面の提出確認や次回までの検討事項を確認する事件、経済事案等で聴取事項が少ない事件など、事案を選んで指定しています。

現在、県外の当事者の事件につき、当事者の移動による新型コロナウイルス感染拡大のリスクを防止するため、電話による調停手続を積極的に行うようにしています。その他にもDV事案は、当事者の接触リスクを回避できることをも考慮し、電話による調停に馴染みやすいと考えられます。

養育費、婚姻費用、遺産分割等の経済事案は、双方又は一方との電話による進行に適している場合が多いので、電話による調停手続を積極的に行うようにしています。

電話による調停手続のやり方については、従前、当事者に最寄りの裁判所に出頭してもらう方法若しくは代理人弁護士事務所との通話の方法により行っていました。そのため使用頻度はそれほど多くありませんでしたが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、事前に身分証明書の写しや誓約書（第三者を立ち会わせない、録音しないことなど）等を提出させた上で厳重に本人確認の上、本人の固定電話や携帯電話を使用する方法も実施しています。

電話による調停手続の場合、相手の表情が見えないため調停委員が当事者の真意を測りづらい、書面を利用した調整が困難な場合がある、第三者の立会いや録音のおそれがある等のデメリットはありますが、一方で、当事者が来庁しなくてもよい、早期に期日を入れやすい、裁判所への来庁人数が減ることにより待合室などの密が避けられる、対面調停に適さない狭小な部屋でも実施できるため1日の指定件数を増やすことができる、DV事案の当事者接触リスクを回避できるというメリットもあります。

書面活用、電話による調停、午後2枠等の時間短縮の試みなどによって、家事調停の利点として挙げられた丁寧に当事者の話を聴くこと（傾聴）について、当事者

が不十分であると感じることがないように今まで以上に調停委員を含めて、聴取のスキルの向上が必要となります。

また、直接調停委員に話を聴いてもらいたいという要望を持っている当事者が少なからずいます。できるだけ多くの当事者に、電話による調停手続の実施に納得してもらうにはどうしたらよいか。

感染防止対策と調停の利点の両立について、主として、書面の積極的活用について、利用者のニーズ（口頭での事情聴取の要望等）の観点から、どのように考えられるか。

午後2枠制など聴取時間の短縮について、利用者のニーズ（じっくり話を聴いてもらいたい等）の観点から、どのように考えられるか。

電話による調停を行うことについて、利用者のニーズ（対面での事情聴取の要望等）の観点から、どのように考えられるか。電話による調停の利用を促進するためにはどうしたらよいか。その他に利用者の視点から、緊急事態宣言後、同宣言解除後の対策について、どのように考えられるか。利用者の視点から、現在の調停運営について不安を感じる点、現在の対策に改善すべき点はないか。ウィズコロナの観点から、今後の調停運営の在り方について、どのように考えられるかについて、意見交換をしていただきたいと思います。

(別紙3)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員)

- 新型コロナウイルスに対し、政府の知識が十分確立されていなかった初期の危機感を持った対応と、現在のある程度感染が拡大する中で、様々な対策をしながら手続を進めている工夫例の一部を紹介しましたが、利用者のニーズに沿って手続を止めずに、工夫しながら手続を行う裁判所の基本的なスタンスに対して御意見をいただきたいと思います。
- 法律に決まりがあってリモートによる手続ができないこともあると思いますが、調停や審判が行えないことにより手続が遅れる場合、そのことで双方が不利益を被ることはないのですか。
- 電話会議の手続で、それぞれの当事者が自宅等にしながら、電話でやり取りする一種の非開示のリモート手続が行えます。できる限り紛争解決してほしいというニーズに応えていくことが裁判所の責務であり、遅れが生じないように手続を進めていきたいと思います。
- 電話会議では表情が見えないというデメリットがありますが、ウェブ会議等を取り入れれば表情を見ながら手続ができるメリットがあるので取り入れたらよいと思います。電話会議の方が話しやすいというメリットもあると思うので、使い分けをしていけばよいと思います。
- 弁護士の立場からすると、第一波で裁判所の手続が止まった時は、調停が遅れることで依頼者が精神的に不安定になったり、婚姻費用の分担請求調停では、手続が遅れると生活費をもらうのが遅くなるため、不満をなだめるのに苦労しました。そのため裁判所には、リモート手続を積極的に活用していただきたいと思います。原則電話ではなく対面での調停としても、リモートでできる場合もあると思います。初回は相手がどんな人かを知るために対面が必要だと思いますが、書類の提出やその内容説明だけの調停であれば、特に対面である必要はないと思

ます。一方、調停成立前の相手との条件の擦り合わせでは対面が必要だと思われるので、柔軟に使い分けができるようになればよいと思います。

- 非対面の電話会議と裁判所に来庁する対面での調停について御意見をいただきたいと思います。
- 電話での調停は遠方に住居がある方に利用することが多いと思いますが、遠方でなくても精神的に不安定で、裁判所に来庁することに強いストレスを感じる方に弁護士事務所で電話会議を使用した調停が認められたことがありました。状況次第で遠方でなくても積極的に電話会議を使用した調停を活用していただきたいと思います。
- 今は電話会議の使用は管轄内であっても活用しているため、事情があれば申し出ていただきたいと思います。
- 調停委員の立場からすると電話会議では顔が見えず、様子を窺えないため、当人がどのような考えを持っているかがわかりづらい。調停委員としては、第1回目は裁判所に来庁して話を聴きたいと思います。
- スマートフォンを使用すれば顔を見て話ができると思いますが、何故スマートフォンを使用しないのですか。
- 御指摘はごもっともですが、現在スマートフォンを使用しておりませんし、そのための予算もない状況です。
- 職場でオンラインミーティングを導入していますが、途中で不具合があり会議が途切れた場合は、その後の会話が続かなくなることもあるので、電話会議やテレビ会議の方が効率がよいと思います。
- 病院の診察では病状が難しい状態では直接診察する必要がありますが、いつもの薬を処方する場合や医師のいない離島の患者をオンライン診療する場合等の使い分けが重要であると思います。感染防止が重要視される時期には、対面ではなく非対面の方法を使用するのが重要であると思います。
- 先ほど他の委員の発言にあったウェブ会議等をなぜ使用しないのですか。

スマートフォンを使えば簡単にできることであるし、負担が少ないため積極的に使用すればよいと思います。

- みなさんが調停の当事者となったと仮定した場合、来庁して話をするのと、電話会議を使用した調停の、どちらがよいと思われますか。
- 初めにどんな人かが分かった後なら、電話会議で話をしてもよいと思います。最初から最後まで電話だけでは、相手の人となりが分からないので、直接会うか、画面で顔を見ることは必要と思います。来庁しない場合は、回線を通じて画面越しに顔を見られるようにしていただきたいと思います。
- 申立人と相手方とでは観点が違うと思います。申立人は調停の趣旨を理解してほしいため、自分から来庁して説明したい気持ちがあると思います。相手方は、何故調停を申し立てられたのかという気持ちがあると思われるので、初回は参加しやすいよう電話会議にすると、都合が悪いことを理由に不参加となることを防止できると思います。立場と場面の使い分けで、調停委員に使い分けのマニュアル等を示していけば、リモートをもっと活用できると思います。
- 電話会議やテレビ会議は複数回線が使用できないかもしれませんが、調停委員の中には高齢の方もいらっしゃるのでは、当事者を含む全員が感染防止のため来庁せずに自宅から調停に参加できればと思います。
- できる限り効率的に合理的に調停を進めるための書面の活用について御意見をいただきたいと思います。
- 書面作成のお願いが裁判所から送付された当事者が自分で書面を作成するのは難しいと思います。書面を作成するためだけに、法律相談に来る方も多いです。記入についての説明を読めば作成できると思いますが、初めてのことへのプレッシャーと、不利に記入してしまったらと思う不安があるため、当事者本人が作成するのが難しいと思われます。裁判所のホームページに記入方法を掲載するとか、手書きが苦手な方が多いので、ホームページに書式を掲載してパソコンで作成できるようにしてほしいです。また、作成で困ったときに、電話で作成についての

説明が聞ける窓口を作ってほしいです。

- 新型コロナ感染拡大防止の面から、対面時間をなるべく減らすことに大きな利点があるため、是非書面活用をするべきだと思います。
- 感染防止の観点から時間的には合理的に調停を実施していくべきではありますが、他方ではじっくり話を聴いてもらいたいという当事者のニーズもあります。調停委員として当事者と接する中で、当事者が話をしたいということに何か感じることはありますか。
- 当事者の中には、じっくり話を聴いてほしいという方がいますが、申立人と相手方のどちらの当事者にも平等に話を聴くことも心がけています。期日の前に記録に目を通すため、提出された書面が詳しいほど助かります。当事者と信頼関係を得るために話を聴きたいと思いますが、時間が限られているため、調停で話したいことを書面で提出してもらおうよう依頼しており、書面から当事者の考えていることがわかります。
- 調停は2時間くらい時間をかけて行いますが、時間についてどう思われますか。
- 離婚や相続関係の調停は、一筋縄ではいかないと思いますので、2時間では終わらないのではないかと思います。
- 調停委員は、大変な事案でもじっくり話を聴かれるので本当に素晴らしいと思います。2時間は長そうに思えて足りないという御意見はそのとおりだと思います。ただ、当事者にとっては、早く解決することも大切で、そのためにはある程度の効率化は必要だと思います。先ほど当事者から書面を提出させる話がありましたが、自由に提出させるのではなく、書面にどのようなことを記載するのかを導くことが必要だと思います。
- 調停担当の裁判官として、時間内で調停を進めるためには、今日何を聴くかにポイントを絞ることだと思います。理想的には、どのようなことを、どれくらいの時間聴くのか到達目標を決めたうえで期日に臨むことが時間短縮に繋がるとは思います。事案の内容から難しい場合もあります。

- ヌーボードに争点を記入しながら調停を進行される調停委員がいましたが、すごく分かりやすくてよかったです。ニューボードに記載したものを記録化して、当事者双方に渡せば、次回の調停に役立つと思います。当事者は前回の話を思い出すのが難しいと思われるので、記録化は必要だと思います。
- 感染防止対策として、当事者と調停委員の間にパーティションを置き、全員がマスクを着用して30分程度話を聴いていますが、感染防止の観点から、医師として、この時間は長いと思われませんか。
- 30分で感染する可能性はあると思われませんが、感染しないための配慮や、感染防止対策を取って行うことが必要です。そのためには、なるべく時間を短くして行い、対面者と互い違いに座ること等を考えていくことが大切であると思います。
- 今日はどこまで進行するのかを事前に決めることが重要だと思います。これからワクチン接種が行われて新型コロナウイルスが治まったとしても、我々の生活が元に戻ることはないと思いますので、電話会議や書面の有効活用で効率的な調停を目指して、新型コロナウイルスが無かった頃の調停のスタイルに戻す必要はないと思います。
- 貴重な御意見をいただきありがとうございました。いただいた御意見について今後の課題として考えていきたいと思えます。